

●香川県告示第154号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月23日

香川県知事 池田豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町苗羽甲1393番地4

岡田食品工業株式会社 代表取締役 岡田 尚士

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡小豆島町苗羽甲1393番地4

岡田食品工業株式会社 本社工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	水産食料品製造業の用に供する湯煮施設	
能	力	160kg/回 3基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着手より数日後	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続4時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	3.9~7.2	3.8~6.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,840	3,550
	化学的酸素要求量 (mg/L)	1,650	2,070
	浮遊物質 (mg/L)	31	39
	窒素含有量 (mg/L)	200	400
	りん含有量 (mg/L)	100	200
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	24	31
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		0.7 (3基分)	1.1 (3基分)

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 1	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	45	80
	化学的酸素要求量 (mg/L)	45	80

浮遊物質量	(mg/L)	40	70
窒素含有量	(mg/L)	30	60
りん含有量	(mg/L)	2.5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	8	15
排水水の量	(m <sup>3</sup> /日)	160	200

他に排水口が20箇所ある。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和6年7月23日から同年8月13日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

小豆島町住民生活課